# 学校法人京都橘学園寄附行為

昭和26年3月6日認可

昭和 30 年 2 月 19 日改正 昭和 33 年 5 月 10 日改正 昭和 42 年 1 月 23 日改正 昭和51年7月27日改正 昭和58年4月1日改正 昭和60年4月1日改正 昭和62年3月31日改正 昭和63年3月30日改正 平成 5年10月20日改正 平成 6年 3月 16日改正 平成 7年 5月 18 日改正 平成 8年12月19日改正 平成 11 年 5 月 21 日改正 平成 11 年 9 月 27 日改正 平成 12 年 12 月 21 日改正 平成 14 年 12 月 19 日改正 平成 16 年 11 月 30 日改正 平成 17年 3月 22 日改正 平成17年4月1日改正 平成19年4月1日改正 平成 19 年 12 月 3 日改正 平成20年4月1日改正 平成22年4月1日改正 平成24年4月1日改正 平成 25 年 5 月 27 日改正 平成 26 年 3 月 24 日改正 平成 27 年 2 月 27 日改正 平成27年4月1日改正 平成 28 年 4月 1日改正 平成 28 年 8 月 31 日改正 平成29年4月1日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は学校法人京都橘学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市山科区大宅山田町34番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的と する。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
  - (1) 京都橘大学

大学院(文学研究科、現代ビジネス研究科、文化政策学研究科、看護学研究科、健 康科学研究科)

文学部 (日本語日本文学科、歴史学科、歴史遺産学科)

国際英語学部 (国際英語学科)

発達教育学部 (児童教育学科)

人間発達学部 (児童教育学科、英語コミュニケーション学科)

現代ビジネス学部(経営学科、都市環境デザイン学科、現代マネジメント学科) 看護学部(看護学科)

健康科学部 (理学療法学科、心理学科、救急救命学科、心理学科通信教育課程)

- (2) 京都橘高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 京都橘中学校

第3章 役員および理事会

(役員)

- 第5条 この法人は、次の役員を置く。
  - (1) 理 事 9人以上11人以内
  - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

- 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 学 長
  - (2) 副学長 2人
  - (3) 設置する学校の校長のうちから理事会において選任した者1人
  - (4) 評議員のうちから、評議員会において選任した者3人以上4人以内
  - (5) 学識経験者で理事会において選任した者2人以上3人以内
- 2 前項第1号ないし第4号の理事は、学長、副学長、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、学部長、校長、教員その他の職員を含む。 以下同じ。)または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、 評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

- 第8条 役員(第6条第1項第1号ないし第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。 (役員の補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1ケ月 以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第10条 役員が次の各号の1に該当するにいたったときは、理事総数の4分の3以上出席 した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、こ れを解任することができる。
  - (1) 法令の規定またはこの寄附行為にいちじるしく違反したとき
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 学校教育法第9条に掲げる事由に該当するに至ったとき (理事長の職務)
- 第11条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

- 第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。 (理事長職務の代理等)
- 第13条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

- 第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) この法人の業務を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) この法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
  - (4) 第1号または第2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、または理事会及び評議員会に報告すること
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
  - (6) この法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること (理事会)
- 第 15 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に 付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集を行わない場合には、招集を請求した理事全員が連 名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互 選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 16 条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項 以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会におい て指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第17条 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(顧問)

- 第18条 この法人の業務に関する重要な意見を聞くために、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の功労者または学識徳望ある者のうちから理事会の推薦により、評議員会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 第8条の規定は顧問に準用する。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

- 第 19 条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、32人以上34人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員の内から評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決を行うこと ができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同 条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長および出席した評議員のうちから 互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見 を聞かなければならない。
  - (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
  - (2) 事業計画
  - (3) 予算外の重要なる義務の負担または権利の放棄
  - (4) 寄附行為の変更
  - (5) 合併
  - (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
  - (7) 寄附金品の募集に関する事項
  - (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの (評議員会の意見具申等)
- 第22条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会が選任した者 17人
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者4人
  - (3) この法人の設置する学校の在学者の父兄で、年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者4人
  - (4) 学識経験者で、理事会において選任した者7人以上9人以内
- 2 前項第1号および第3号に規定する評議員は、その資格を喪失したときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第24条 評議員の任期は3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間と する。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後も後任者が選任されるまでなおその職務を行う。 (評議員の解任および退任)
- 第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の 議 決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産および会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する 資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財 産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産 の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産また は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむ を得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、そ の一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産、運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託 銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長 が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の 不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運 用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算および事業計画)

第32条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理 事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な 変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、または権利の放棄を行おうとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算、実績の報告および剰余金等の処分)

- 第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ケ月以内に作成し監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告 し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、または次会計年度に繰り越しするものとする。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

- 第35条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書 および事業計画書を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類および第14条第3号の監査報告書を各事業所に備えて置き、 この法人の設置する私立学校に在籍する者その他の利害関係人から請求があった場合 には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 36 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 ケ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散および合併

(解散)

- 第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合(合併または破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益法人に帰属する。 (合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の 議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第8章 補則

(書類および帳簿の備付)

- 第42条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、 常に各事務所に備えて置かなければならない。
  - (1) 寄附行為
  - (2) 役員および評議員の名簿および履歴書

- (3) 収入および支出に関する帳簿および証憑書類
- (4) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、本学園の掲示場に掲示して行う。 (施行細則)

第 44 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する 学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

#### 附則

この寄附行為は、この法人の登記した日から施行する

### 附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和26年3月6日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和30年2月19日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和33年5月10日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 42 年 1 月 23 日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和51年7月27日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和58年4月1日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和60年4月1日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日 (昭和 62 年 3 月 31 日) から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和63年3月30日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成5年10月20日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年3月16日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年5月18日)から施行する 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成8年12月19日)から施行する 附 則

平成 11 年 5 月 21 日文部大臣の認可の寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する 附 則

平成11年9月27日文部大臣の認可の寄附行為は、平成12年4月1日から施行する 附 則

平成12年12月21日文部大臣の認可の寄附行為は、平成13年4月1日から施行する 附 則

平成14年12月19日文部科学大臣の認可の寄附行為は、平成15年4月1日から施行す

る

## 附 則

平成16年11月30日文部科学大臣の認可の寄附行為は、平成17年4月1日から施行する

### 附 則

平成 17 年 3 月 22 日文部科学大臣の認可の寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する 附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する

#### 附則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する

### 附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成19年12月3日から施行する

#### 附則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する

文化政策学部文化政策学科ならびに文化政策学部現代マネジメント学科について、改正後の寄附行為に関わらず、両学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

### 附則

平成 21 年 10 月 20 日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する 附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する

### 附則

平成22年1月6日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成22年4月1日から施行する 附 則

平成23年10月24日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成24年4月1日から施行する附則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する

## 附 則

この寄附行為は、平成25年5月27日から施行する。

(京都橘大学文学部文化財学科の存続に関する経過措置)

京都橘大学文学部文化財学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成25年5月26日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

# 附則

この寄附行為は、平成26年3月31日から施行する。

## 附則

この寄附行為は、平成27年2月27日から施行する。

# 附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

平成27年8月31日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

## 附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成28年8月31日)から施行する。

# 附則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。